川辺町の人事行政の運営等の状況を公表します

町の人事行政の運営における公平性と透明性を高めるため「川辺町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営等の状況を公表します。

1　職員の任免及び職員数に関する状況

(1)　職員の採用・退職の状況

（単位：人）

職　種	令和5.4.1現在	退職者数	職種切替	採用者数	令和6.4.1現在
一般事務職	78	6	0	8	80
技術職	8	1	0	1	8
保健師	7	0	0	2	9
保育教諭	17	2	0	3	18
合計	110	9	0	14	115

※　一部事務組合への出向職員、他団体への派遣職員、県教育委員会の割愛人事による採用・退職者を含みます。また、非常勤職員(再任用短時間職員、会計年度任用職員)は除きます。

(2)　事由別退職者数（令和5年度）

（単位：人）

定年退職	定年前早期退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	出向割愛	合計
0	1	8	0	0	0	0	0	9

(3)　採用試験の実施状況　（令和5年度）

職　種	申込者数	受験者数(A)	合格者数(B)	競争率(A/B)
一般事務職	48	44	13	3.38
技術職	2	2	1	2.00
保健師	2	2	2	1.00
保育教諭	6	6	4	1.50

(4)　部門別職員数

（各年4月1日現在）

		職員数（人）			増減数(人)
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	R4→R6
一般行政部門	議会	2	2	2	0
	総務	24	25	30	6
	税務	7	6	7	0
	民生	28	28	28	0
	衛生	8	8	6	△2
	労働	0	0	0	0
	農林水産	5	5	5	0
	商工	2	2	2	0
	土木	7	7	7	0
	小計	83	83	87	4
特別行政部門	教育	14	13	14	0
	小計	14	13	14	0
普通会計　計		97	96	101	4
公営企業会計部門など	水道	4	4	4	0
	下水道	4	4	4	0
	その他	5	6	6	1
	小計	13	14	14	1
合計		110	110	115	5

※　職員数は一般職に属する職員数であり、派遣職員等を含み、非常勤職員を除きます。

2　職員の人事評価の状況

(1)　人事評価の方法

評価期間	令和5年4月1日　から令和6年3月31日まで
対象者	全職員
評価の方法	総合評価は5段階の評価

3　職員の給与の状況

(1)　人件費の状況　（令和5年度普通会計決算）

住民基本台帳人口(年度末)	歳出額(千円)【Ａ】	実質収支(千円)	人件費(千円)【Ｂ】	人件費率(%)【Ｂ／Ａ】	前年度の人件費率(%)
9,807 人	5,271,428	337,295	937,987	17.8	16.1

※　人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2)　職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢　（各年4月1日現在）

	一般行政職			福祉職(保育教諭)		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
令和6年度	283,677 円	322,497 円	38.1 歳	262,238 円	283,696 円	32.8 歳
令和5年度	283,088 円	326,428 円	38.0 歳	259,270 円	278,026 円	33.1 歳

※ 給与には、給料(基本給)のほかに扶養、住居、通勤、管理職、時間外勤務等の各手当を含みます。

(3)　職員の初任給　（令和6年4月1日現在）

区分	標準年齢(歳)	一般行政職	福祉職(保育教諭)
高校卒	18 歳	166,600 円	－ 円
短大卒	20 歳	179,100 円	189,600 円
大学卒	22 歳	196,200 円	200,400 円

(4)　一般行政職、福祉職および労務職の級別職員数　（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職務内容	主　事	主　任	主　査	課長補佐 主任主査 出先機関の長	課　長 対策監 会計管理者 主　幹	課　長	参　事	－
職員数(人)	34	13	18	17	11	3	1	97
構成比(%)	35.05	13.40	18.56	17.53	11.34	3.09	1.03	100.0

②福祉職

	1 級	2 級	3 級	4 級	計
標準的な職務内容	保育教諭	主幹保育教諭	副園長 主幹保育教諭	園 長	－
職員数(人)	7	7	3	1	18
構成比(%)	38.89	38.89	16.67	5.56	100.0

(5)　職員手当の状況　（令和6年4月1日現在）

手 当 名	支給基準・支給額等	支 給 職員数	平均支給 月額等
扶養手当 （月額）	配偶者（6,500円） 子　（10,000円）　※ 22歳未満 父母等（各6,500円） ※ 配偶者のない職員の子1人につき（10,000円） ※ 配偶者のない職員の子以外の扶養親族1人につき（6,500円）	46 人	21,043 円
住居手当 （月額）	借家・借間居住者 最高支給限度額（28,000円）	14 人	25,278 円
通勤手当 （月額）	交通機関利用者（運賃等相当額） 片道2km以上自動車等使用者（2,000円～31,600円）	91 人	5,292 円
時間外勤務 手当	勤務日 下記以外（時間単価 × 1.25） 午後10時 ～ 午前5時（時間単価 × 1.50） 週休日等（土曜、日曜、祝日） 下記以外（時間単価 × 1.35） 午後10時 ～ 午前5時（時間単価 × 1.60）	59 人	28,730 円
管理職手当 （月額）	参事、課長級、出先機関の長など 職務・職責に応じて定額（29,600円～55,300円）	16 人	40,825 円

<table>
<tr><td>期末手当
勤勉手当

(幹部職員以外の
基準支給率)</td><td><table><tr><td>標準例</td><td>期末手当</td><td>勤勉手当</td><td>計</td></tr><tr><td>6月期</td><td>1.225 月分</td><td>1.025 月分</td><td>2.250 月分</td></tr><tr><td>12月期</td><td>1.225 月分</td><td>1.025 月分</td><td>2.250 月分</td></tr><tr><td>計</td><td>2.45 月分</td><td>2.05 月分</td><td>4.50 月分</td></tr></table>※ 職務の級等により 5～15%の加算措置あり</td><td>115 人</td><td>1,311,188 円

(特別職除く
全職員年間
支給平均額)</td></tr>
<tr><td>日直手当</td><td>1回 (4,400円)</td><td>20 人</td><td>4,400 円</td></tr>
</table>

※ 時間外勤務手当及び日直手当は、令和6年4月の勤務実績によるものです。

(6) 退職手当の支給率 (平成6年4月1日現在)

区分	自己都合退職(普通退職)	定年前早期退職・定年退職
勤続 20 年	19.669500 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.039500 月分	33.270750 月分
勤続 35 年	39.757500 月分	47.709000 月分
最 高 限 度	47.709000 月分	47.709000 月分
加算措置制度	定年前早期退職(45歳以上かつ勤続20年以上) … 3～45%	

※ 岐阜県市町村職員退職手当組合の規定によるものです。

(7) 特別職の報酬等 (令和 6年4月1日現在)

<table>
<tr><td colspan="2">区 分</td><td>給料月額等</td><td colspan="2">期末手当(令和6年度)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">給 料</td><td>町 長</td><td>667,800 円</td><td rowspan="3">6月期 2.250 月分
12月期 2.250 月分
計 4.50 月分</td></tr>
<tr><td>教育長</td><td>519,200 円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">報 酬</td><td>議 長</td><td>274,100 円</td></tr>
<tr><td>副議長</td><td>213,100 円</td><td rowspan="3">6月期 2.250 月分
12月期 2.250 月分
計 4.50 月分</td></tr>
<tr><td>委員長</td><td>203,600 円</td></tr>
<tr><td>議 員</td><td>196,600 円</td></tr>
</table>

※ 期末手当には15%の加算措置があります。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間 (標準的なもの)

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時 ～午後1時	7時間45分	38時間45分

(2) 年次有給休暇の状況 (令和5年1月1日～令和5年12月31日)

制度の概要	平均付与日数	平均取得日数
1年につき20日付与 ※付与された翌年に限り繰越可能(最大20日)	38.20 日	11.23 日

※ 対象期間の途中に採用・退職した職員、休職等の期間のある職員を除外しています。

(3) その他の休暇制度と取得状況 (令和5年1月1日～令和5年12月31日)

<table>
<tr><td colspan="2">休暇の種類</td><td>休暇日数等</td><td>取得実績</td></tr>
<tr><td rowspan="9">有給</td><td>病気休暇</td><td>負傷、疾病の療養のための必要な期間</td><td>16 件</td></tr>
<tr><td>選挙権、権利行使</td><td>必要と認められる期間</td><td>0 件</td></tr>
<tr><td>証人、鑑定人、参考人</td><td>必要と認められる期間</td><td>0 件</td></tr>
<tr><td>骨髄液等の提供</td><td>必要と認められる期間</td><td>0 件</td></tr>
<tr><td>社会貢献活動</td><td>1年につき5日以内</td><td>0 件</td></tr>
<tr><td>結婚</td><td>連続する5日以内</td><td>1 件</td></tr>
<tr><td>出産前(産休)</td><td>出産予定日までの6週間以内</td><td>5 件</td></tr>
<tr><td>出産後(産休)</td><td>出産日の翌日から8週間以内</td><td>5 件</td></tr>
<tr><td>育児時間</td><td>1歳未満の子を養育する職員について、1日2回各30分以内</td><td>0 件</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4"></td><td>妊娠中交通混雑</td><td>勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲</td><td>0 件</td></tr>
<tr><td>保健指導・健康診査</td><td>母子保健法に規定する保健指導、健康診査を受ける場合に、必要と認められる期間</td><td>1 件</td></tr>
<tr><td>妻の出産</td><td>2日以内</td><td>3 件</td></tr>
<tr><td>男性の育児参加</td><td>5日以内
※出産日前6週及び出産日以後1年の期間内</td><td>3 件</td></tr>
</table>

有給	子の看護	1年につき5日以内 ※小学校就学前の子に限る	6 件
	短期の介護	1年につき5日以内	0 件
	忌引(親族の死亡)	続柄および死亡時の生計関係により、1～7日以内	9 件
	父母の追悼行事	1日以内	0 件
	夏季休暇	6月～10月中に3日以内	平均2.96 日
	住居滅失、損壊	7日以内　※災害等によるもの	0 件
	出勤困難	必要と認められる期間　※災害等によるもの	36 件
	通勤途上危険	必要と認められる期間　※災害等によるもの	0 件
無給	組合休暇	1年につき30日以内　※現在組合はありません。	0 件
	介護休暇	連続する6月の範囲内	0 件

(4)　育児休業の状況　（令和5年度）　（単位：人）

	令和5年度に新たに取得可能となった職員			前年度からの継続者	
	育児休業 対象者数	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
男性	4	3	0	0	0
女性	4	4	0	2	0
計	8	7	0	2	0

※ 3歳未満の子を養育する職員であれば、男女問わず取得できます。

5　職員の分限および懲戒処分の状況

(1)　分限処分者数　（令和5年度）　（単位：人）

区分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績の不良	0	0	0	0	0
心身の故障	0	0	1	0	1
適格性の欠如	0	0	0	0	0
廃職過員	0	0	0	0	0
刑事事件による起訴	0	0	0	0	0
欠格条項該当	0	0	0	0	0

(2)　懲戒処分者数　（令和5年度）　（単位：人）

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
法令違反	0	0	0	0	0
職務上の義務違反又は職務怠慢	0	0	0	0	0
奉仕者としてふさわしくない非行行為	0	0	0	0	0

6　職員の服務の状況

(1)　営利企業等従事許可申請の状況　（令和5年度）　（単位：件）

区分	申請件数	許可件数
会社の役員等の地位を兼ねる場合	0	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0	0
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	1	1
計	1	1

7　職員の退職管理の状況

・　令和5年度　　該当なし

8　職員の研修の状況

(1)　主な職員研修の実施状況（令和5年度）　（単位：人）

区分	受講者数	主な研修内容
岐阜県市町村職員研修センター　研修	84	課長級、課長補佐級、中堅、新規採用フォローアップ、接遇基礎、契約事務基礎、地方自治制度・地方公務員制度、公文書作成など
その他　研修	79	県・市町村建設技術職員研修　など

9　職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)　職員の定期健康診断の状況（令和5年度）

区分	対象者	受診者数	受診者の負担
年代別総合健康診断 （3時間人間ドック）	特別職および一般職職員 112 人	112 人	標準健診項目については、受診者の負担はありません。

※ 会計年度任用職員等非常勤職員についても定期健康診断を実施しています。

(2)　公務災害の発生状況　（令和5年度）　（単位:件）

区分		災害件数
公務災害	職務遂行中の負傷	2
	職務に伴う合理的行為又は準備・後始末中の負傷	0
	出張中の負傷	0
	レクリエーション参加中の負傷	0
	その他の行為中の負傷	0
通勤災害（通勤途上中の負傷）		0

(3)　措置要求及び不服申立ての状況　（令和5年度）　（単位:件）

区分		前年度 未処理件数	要求および 申立件数	処理件数	今年度 未処理件数
措置要求	給与	0	0	0	0
	勤務時間・休暇	0	0	0	0
	その他の勤務条件	0	0	0	0
不服申立て	分限処分	0	0	0	0
	懲戒処分	0	0	0	0
	転任	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0

※ 令和4年度中に措置要求および不服申立てはありませんでした。